

次回以降の検討項目について

個別項目③ トイレ（フラッシュライト）

検討内容

方向性(案)

対応方針(案)

設置を要する規模

- 【ご意見】
- ・トイレ内に、非常時に聴覚障がい者が警報を認知できるよう、フラッシュライトの設置を進めるべき

【方向性-1】

フラッシュライトの設置数を増やす

3-1 フラッシュライトの設置の促進

- ・フラッシュライトの設置について、条例ガイドラインの普及啓発を図るとともに、整備実態や建築コスト等を踏まえ、設置促進に向けて条例基準の見直し等を検討する

3-1 フラッシュライトの設置の促進

現 行 条例ガイドラインに望ましい基準として掲載(R5.5改訂版)

- 対応案**
- ・条例ガイドラインのさらなる普及啓発の実施
 - ・フラッシュライト設置の義務化の検討

設置位置への配慮

- 【ご意見】
- ・フラッシュライトを設置する場合は、便所内のどこからでも見えるように配慮が必要

【方向性-2】

フラッシュライトの設置位置等への配慮を促す

3-2 設置・維持管理時の配慮事項の啓発

- ・フラッシュライトを設置する際の適切な設置位置を示す等、整備時等における配慮すべき事項を検討する

3-2 設置・維持管理時の配慮事項の啓発

現 行 条例ガイドラインに解説(便房の戸を閉じた状態でも識別できる位置に設置すること)を掲載(R5.5改訂版)

- 対応案**
- 望ましい設置位置等について、具体的な事例等を含めて、条例ガイドラインへの追記を検討

個別項目④ 小規模店舗

検討内容

小規模店舗の出入口 までの段差の解消

【ご意見】

- ・小規模店舗においても道路から出入口までの段差の解消が進むよう、義務対象規模の引き下げ等の検討が必要

2階建て店舗(コンビニ)のバリアフリー化

【ご意見】

- ・バリアフリートイレを2階に配置するといった、車椅子使用者が利用できない形態の店舗が広まらないようにしてほしい

方向性(案)

【方向性-1】

小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

4-1 条例対象規模の見直し

- ・ 出入口部分における段差の解消を求める規模について、整備実態や、建築計画に与える影響、建築コスト等を踏まえ見直しを検討する

【方向性-2】

バリアフリートイレの適切な配置を促進する

4-2 誰もが利用できる施設整備の促進

- ・ 誰もが使いやすい施設整備を促進するため、設計者、事業者に対して条例ガイドライン(R5.5改訂版)の普及啓発を進める

【方向性-3】

利用可能なトイレを探しやすい環境整備を促進する

4-3 バリアフリー情報発信の促進

- ・ 利用者が探しやすくなるよう、情報発信の方法や内容の充実化を検討する

対応方針(案)

4-1 小規模店舗に係る対象規模の引き下げ

現 行 飲食店、物販店舗、サービス店舗について、床面積200㎡以上を条例の義務付け対象規模としている

対応案 道等から主要な出入口までの段差の解消について、義務付け対象規模の引き下げを検討

4-2 誰もが利用できる施設整備の促進

現 行 便所の配置に関する配慮事項等を条例ガイドラインに掲載(R5.5改訂版)

対応案 条例ガイドラインに係るわかりやすい解説動画の配信など、設計者や事業者に向けて、さらなる普及啓発を実施

4-3 バリアフリー情報発信の促進

現 行 バリアフリー情報の府HPへの掲載や、公共施設のバリアフリートイレマップを作成・公開

対応案 バリアフリートイレマップの充実化(民間施設への拡充)を検討

個別項目④ 小規模店舗

検討内容

店舗内の内装等のバリアフリー化

【ご意見】

- ・物販店舗のレジカウンターの幅や、飲食店の可動式の座席の基準などを、条例で位置づけてほしい

方向性(案)

【方向性-4】
誰もが利用しやすいお店づくりを促進する

4-4 店舗内部の環境整備

- ・設計の工夫や店舗運営者の配慮で促進が可能であることから、着実な普及啓発を図る

対応方針(案)

4-4 店舗内部の環境整備

現行 小規模店舗における配慮事項等を条例ガイドラインに掲載(R5.5改訂版)

対応案 誰もが利用しやすい店舗内の環境整備を図るため、条例ガイドラインのさらなる普及啓発を推進

- ・事業者・設計者団体と連携した講習会
- ・条例ガイドラインの解説動画 等

個別項目⑤ 共同住宅（駐車場）

共同住宅の駐車場のバリアフリー化

【ご意見】

- ・一定規模以上の共同住宅については、車椅子の方が使える駐車場が設けられることが望ましい

【方向性-1】
共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

5-1 普及方策の検討

- ・共同住宅における車椅子利用者用駐車場の整備を促進するため、実態把握や課題整理を行った上で、普及方策を検討する

5-1 普及方策の検討

現行 規定なし

対応案 事業者へのヒアリング等を通じて、実態把握や課題整理を行った上で、優良事例の横展開などに向けて、条例ガイドラインの充実化等を検討